

## あいち認証材として出荷する際の書類への記載方法について

実施要領第7条に基づく木材の証明について、

「この木材は、<あいち認証材>です」と明確に記載し出荷してください。

特に行政機関の補助事業や建築工事の仕様書等において「あいち認証材」の使用が要件となっている際に、伝票等の記載事項が適切でない場合（「愛知県産材」、「県産木材」等）、証明する書類として認められないことがありますのでご留意ください。

### ○愛知県産材認証機構 認証制度 実施要領（抜粋）

（証明等）

第7条 認定事業者が素材生産を行い、認証材として出荷する場合は、別表2に定める台帳を整備し、保管しなければならない。

但し、事業者固有の台帳等、他の方法で「あいち認証材」の適切な管理が可能である場合は、この限りではない。

なお、証明する木材については、別表3に定める様式に、交付を受けた合法性が確認できる書類(確認通知書等)について記載し、出荷するものとする。

2 認定事業者が、認証材を入荷して、認証材として出荷する場合は、別表2に定める台帳を整備し、保管しなければならない。

但し、事業者固有の台帳等、他の方法で「あいち認証材」の適切な管理が可能である場合はこの限りではない。

なお、証明する木材については、別表3に定める様式により出荷するものとする。

### ○別表3

伝票等に記載する事項

この木材は、<あいち認証材>です。

愛知県産材認証機構認定事業者登録番号 No.〇〇〇

合法性確認方法：〇〇〇〇書の確認による

※合法性確認ができる書類例

・伐採及び伐採後の造林の届出書(森林法第10条の8)

・林地開発許可証(森林法第10条の2) 等